

409 地方公務員の臨時的任用期間の延長事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域において、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、特例措置として、地方公務員の任用について、一定の場合に1年を超えた臨時的任用を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が臨時的任用を行おうとする場合に、構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ後任が確保できない等の一定の要件の下に、採用した日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 任用期間等

- ・ 1回の任期：6ヶ月以内
- ・ 任用期間：3年以内（更新回数制限なし）

（注）既に地方公務員法第22条第2項又は第5項により臨時的任用されている者を、当該特例の臨時的任用として引き続いて任用する場合には、従前の任用期間と通算して3年以内となります。

(2) 特例が認められる場合

特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期（最大1年）満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合

例えば、保育業務等の需要が一時的に増大した場合、保育士といった専門職を必要だけ配置しようとする場合に、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合等が想定されます。

実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なとき

特定分野における人材の育成を進めている場合で、一時的な従事であることから、正式任用には馴染まないような場合が該当します。例えば、臨床研修が義務づけられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合等が想定されます。

特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき

事務事業の見直しを計画的に推進するにあたり、業務量が一時的に変化するよう

な場合に、正規職員の増減による対応によることなく、効率的かつ機動的に対処するような場合が該当します。例えば、特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合等が想定されます。

(3) 更新時の取扱い

更新しようとする場合、上記(2)の～(構造改革特別区域法第24条第1項各号)に掲げるいずれかの要件に該当していなければ更新することができませんので、更新の都度、要件に合致しているかについて確認する必要があります。

(4) 適正な実施を確保するための措置

当該特例の臨時的任用においては、任用期間が最大で3年まで延長されますので、任命権者が自発的に臨時的任用が適正に実施、運用されることを確保するための必要な措置を講ずることとしており、具体的には、以下のような措置が考えられます。

今般の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員については、職員定数の規定が適用除外(地方自治法第172条第3項)されているところですが、任用期間が延長されることから、適正な運用の確保、住民への説明責任という見地から、対外的に分かるような形で今般の特例に係る職員数を管理、公表することが考えられます。

職員の分限に関する条例案の提案

地方公務員法第22条第2項等に基づく臨時的任用職員については、同法第28条等の分限の規定等は適用されませんが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、身分保障の見地から、臨時的任用された職員の分限について条例で定めることができるとする地方公務員法第29条の2第2項に基づき、本特例により臨時的任用された職員について、この分限に関する条例を定めることが考えられます。

資格要件の制定

資格要件について、人事委員会を置く地方公共団体においては人事委員会はこれを必要に応じて定めるものとするとしておりますが、同様に人事委員会を置かない地方公共団体においても、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を任命権者が定めることが考えられます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

構造改革特別区域計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に特に記載する事項は次のとおりです。

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項各号に掲げる要件に該当すると判断した根拠を示す、例えば以下のような内容

1号要件の場合

- ・任用しようとする職が資格要件を必要とする職であること
- ・当該地域の人材の需給状況等により後任の確保が困難であること等

2号要件の場合

- ・当該特定分野の人材の育成と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

3号要件の場合

- ・事務事業の見直し、職制又は定数の改廃等の状況と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

- ・臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために任命権者が講ずる措置の具体的内容（講ずる措置に係る計画でも可）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- ・上記4.(2)に記載する必要な措置が既に講じられている場合は、例えば条例、規則の写し等、その内容が確認できる資料
- ・人事委員会が既に当該任用に係る資格要件を定めている場合は、規則の写し等、その内容が確認できる資料

4 1 1 劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業

1．特例を設ける趣旨

特区内で劇場等を設ける場合において、当該劇場に係る誘導灯及び誘導標識に係る消防法令の規定の適用に対する柔軟な対応を明示的に可能とすることにより、地域の独自性を発揮した劇場の振興を図り、当該地域の活性化に寄与するものです。

2．特例の概要

劇場等では火災の際に在館者が安全かつ円滑に避難することができるよう、各避難口に誘導灯及び誘導標識を設置することが必要とされていますが、特区内においては、一定の要件を満たす場合に、当該劇場等の避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る規定を適用しないことができるものとします。

3．基本方針の記載内容の解説

(1) 基本方針の概要

基本方針においては、「構造改革特別区域法に係る劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用について」(平成17年12月5日付け消防予第360号)で示した内容と同様に、誘導灯及び誘導標識に関する規定の適用除外の考え方を明示したところです。

(2) 用語の意義

- ・劇場等・・・消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項イに掲げる劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。
- ・避難階・・・直接地上へ通ずる出入口のある階をいう(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13条の3第1号)。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし